

平成23年度 社会教育主事講習実施要項

1. 目 的

本講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき、社会教育主事となるべき者に、その職務を遂行するに必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2. 主 催 広島大学（文部科学省委託事業）

3. 開催期間 平成23年8月1日（月）～平成23年8月26日（金）

4. 主 会 場 広島大学大学院教育学研究科（教育学部）

〒739-8524 東広島市鏡山一丁目1番1号

5. 開設科目及び単位

社会教育主事講習等規程第3条の規定により4科目、9単位を開設する。

6. 本年度の主要研究主題

- ① 社会教育とライフサイクル
- ② 社会教育における交流
- ③ 社会教育と市民参画
- ④ 社会教育の条件整備
- ⑤ 社会教育と地域再生

7. 日 程 別表1のとおり

8. 講習を行う科目名、単位数、講義内容・テーマ、教育方法、配当時間数及び
担当講師予定者の職氏名 別表2のとおり

9. 受講定員 社会教育主事講習等規程第2条の規定に該当する者 40名

10. 受講資格

社会教育主事講習等規程第2条各号の一に該当する者

○ 社会教育主事講習等規程（昭和26年6月21日文部省令第12号）

第2条 講習を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者（注1）
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注2）※1
- 四 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあつた者（注2）※2
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注3）

（注1）

旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令若しくは旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者とみなす。

（注2）※1

- 一 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。
 - 1 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 2 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 4 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 5 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条に規定する司書の職
 - 6 博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する学芸員の職

- 7 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であつて、文部科学大臣が一の1から一の3に掲げる職に相当すると認めた職
 - 8 その他文部科学大臣が一の1から一の7までに規定する職と同等以上と認めた職
- 二 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に係るのある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。
- 1 国立教育政策研究所，大学共同利用機関法人，独立行政法人国立特別支援教育総合研究所，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立文化財機構，独立行政法人科学技術振興機構，独立行政法人宇宙航空研究開発機構，独立行政法人日本スポーツ振興センター，独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 2 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 3 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 4 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 5 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 6 独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号に規定する国民等の協力活動
 - 7 その他文部科学大臣が二の1から二の6までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注2)※2

- 三 社会教育法第9条の4第2号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。
- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学長，校長（園長を含む。），副校長（副園長を含む。），副学長，学部長，教授，准教授，助教，助手，講師（常時勤務する者に限る。），教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，実習助手，寄宿舎指導員，事務職員（常時勤務する者に限り，単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の3に規定する職員をいい，同法第5条の2に規定する施設の当該職員を含む。）の職
 - 2 学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職
 - 3 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
 - 4 その他文部科学大臣が三の1から三の3までに規定する職と同等以上と認めた職

(注3) 文部科学省の認める者

社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第2条第5号の規定に基づき、社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第1号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に4年以上従事した者とする。

11. 受講申込の方法

(1) 提出書類

受講申込者は、次の書類を整え6月17日（金）までに、居住地の県教育委員会に提出すること。

- ① 受講申込書（様式1）
- ② 受講資格を証明する関係書類
（卒業又は修了証明書（卒業又は修了証書の写し可）、教育職員免許状の写し、所属長の勤務証明書（様式2）等）
- ③ 履歴書（様式3）
- ④ 返信用封筒
（自己のあて先（住所、氏名、郵便番号）を記入の上、80円切手貼付のこと。）

(2) 講習科目の代替

平成9年度から社会教育主事講習等規程第7条第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の単位を認定できることとなった。

広島大学において実施する本講習では、「社会教育演習」を除く3科目について科目代替を認める。

これを希望する者は、次の書類を整え、受講申込書とともに居住地の県教育委員会に提出すること。

- ① 社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式4）
- ② 単位修得証明書（様式5）

（注）文部科学大臣が定める学修をもって、講習の単位として認定を希望する者は、様式5に準じた単位修得証明書を提出すること。

※ 県教育委員会は、(1)の書類により受講資格の有無を審査の上とりまとめ、受講申込者一覧表（電子媒体のもの）を添えて、6月24日（金）までに次の提出先に必着するよう提出すること。

提出先：〒739-8524 東広島市鏡山一丁目1番1号

広島大学教育学研究科支援室

なお、受講申込者から「(2) 講習科目の代替」の社会教育主事講習単位修得認定申請書等の提出があった場合は、併せて提出すること。

社会教育主事講習を通じて取得した個人情報、社会教育主事講習及び修了手続き並びに調査統計を行うために利用するものであり、他の目的での利用又は第三者へ提供することはありません。

12. 分割履修

講習の受講は、原則として全科目を一括して履修することが望ましいが、受講者の都合により、一部科目の受講を希望する者は、申込の際、その旨を申し出ること。

13. 受講者の決定

(1) 受講者の決定及び既修得単位等の認定については、実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

なお、受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から除外することがあるので注意すること。

(2) 受講許可書は、7月中旬頃本人宛に発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。

(3) 講習科目の既修得単位等の認定を希望した者については、受講許可証とともに単位修得認定書を本人宛交付する。また、県教育委員会にもその認定書の写しを送付する。

14. 受講者の集合日時及び場所

受講者は必ず8月1日（月）午前8時20分までに、広島大学大学院教育学研究科（教育学部）管理棟2階ラウンジに集合し、受講許可書を受付に提示すること。

15. 受講に要する経費

「宿泊実習」及び教材費等として、個人負担金6,000円（傷害保険料を含む。）を必要とするので準備すること。その他、場合により参考書等を購入する必要があることもあるので、留意すること。

16. 宿泊の申込み

「宿泊のご案内」（p.7）を参照し、各自で手配すること。

なお、講習期間中、8月12日（金）は、宿泊実習を行うため、国立江田島青少年交流の家に宿泊する。

17. その他

本講習に関する事務連絡、問合せ等は、次へ照会すること。

〒739-8524 東広島市鏡山一丁目1番1号
広島大学教育学研究科支援室
電 話 082-424-5605

平成23年度社会教育主事講習受講者諸注意

1. 本講習は、平成23年8月1日（月）から8月26日（金）までの間実施するので、現職者は受講前に担当職務の引継等を行い、受講途中において帰任欠席等のないよう、十分注意すること。
2. 本講習を受講し4科目9単位を認定された者は、社会教育主事としての資格を、法の規定に基づき授与される。
なお、単位の認定については、出席時数、筆記試験（一部）、レポート及び受講態度等により評価が行われるので、病気、事故その他で失格することのないよう留意すること。
3. 本講習における講義、演習は、大学の水準で行われる。
4. 本講習は、開催要項のとおり各種の演習を行う。
また、グループ研究は、社会教育の現場で活躍されている専門性の高い指導者や、大学教員の指導のもとに、生涯学習時代に求められる社会教育主事の専門的力量的形成を図るものである。
さらに、受講生は講習を終えるまでに、各自の研修課題に基づいたレポートを、所定の様式により提出しなければならない。
これらのために必要な資料、参考書、特に現場の実態調査等の資料を用意して参加することが望ましい。
5. 宿泊については「宿泊のご案内」等を参考に、各自で手配すること。
なお、8月12日（金）は合宿研修のため、手配の必要はない。
6. 「社会教育演習」を受講する者は、「宿泊実習」及び教材費等として、個人負担金6,000円を準備すること。その他、場合によっては参考書等を購入する必要があることもあるので留意すること。
7. 「出席簿」に押印する必要があるため、印鑑を持参すること。
8. 講習中の事故や病気等に備え、各自の責任で万全を期すこと。
また、万一の事態に備えて、健康保険証及び個人の常用薬を持参すること。
9. 「宿泊実習」には、運動のできる服装（長ズボン）、運動靴及び帽子を持参すること。
10. 自動車での入構については、大学の夏季休業期間中は、原則として自由とし、構内通行証等は発行しない。なお、駐車中の管理等に十分注意すること。
11. 8月1日（月）午前8時20分までに、必ず広島大学大学院教育学研究科（教育学部）管理棟2階ラウンジに集合し、受講許可書を受付に提示すること。

宿泊のご案内

東広島市内の主な宿泊施設は下記のとおりです。宿泊希望者は各自で直接お申し込み下さい。

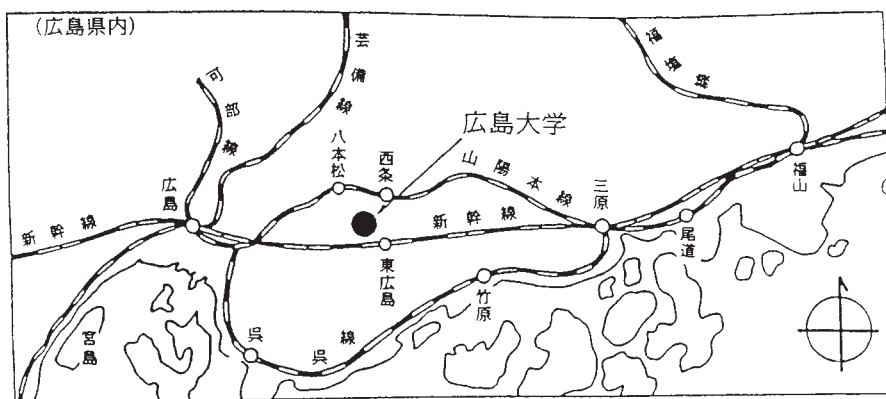
なお、広島市等から、通勤することも可能です。

(参考)

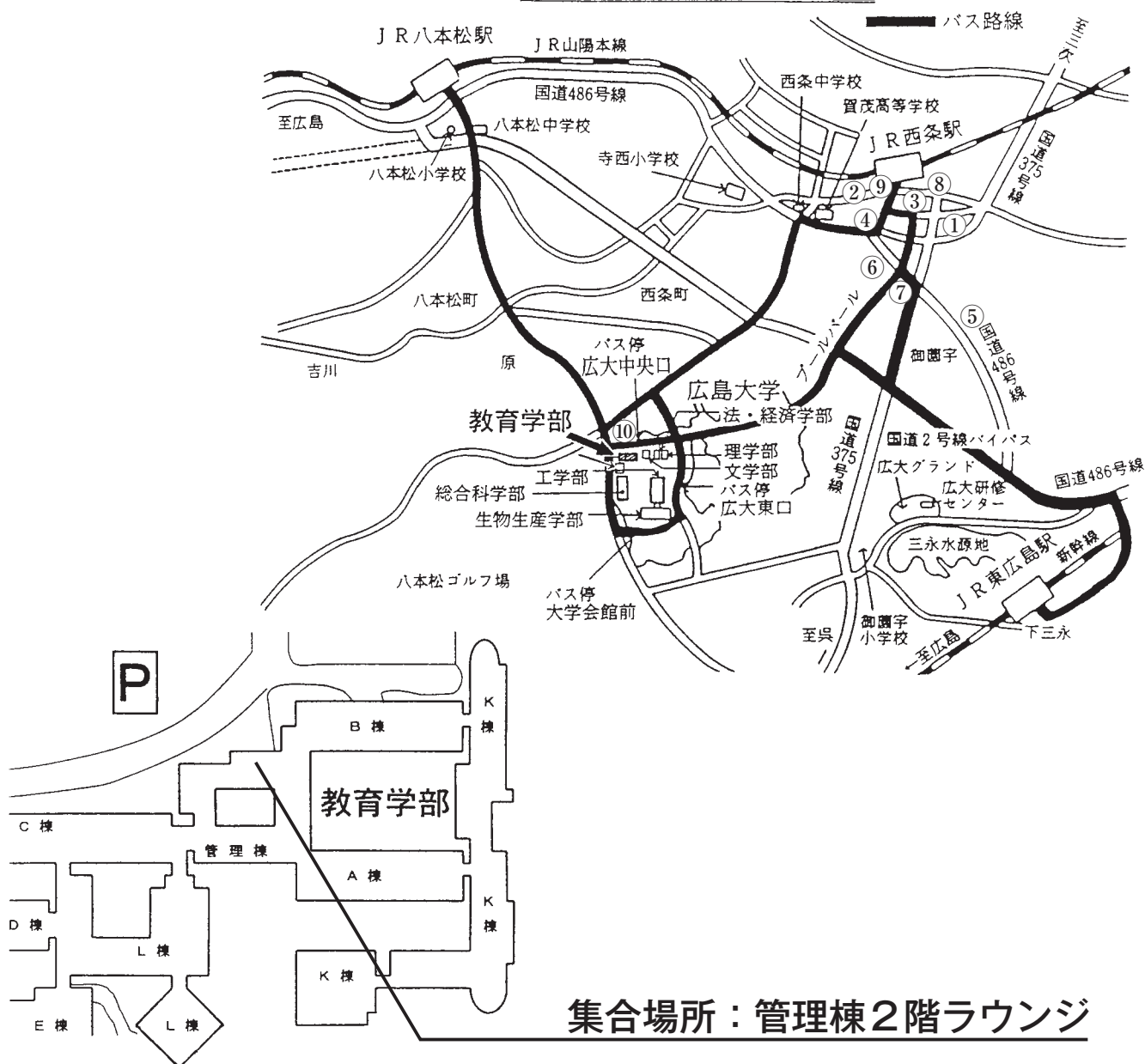
J R (広島駅～西条駅) 所要時間約40分 運賃 (片道) 570円
バス (西条駅～広大中央口) 所要時間約15分 運賃 (片道) 280円

記

名 称 (番号は8頁の地図内の番号に対応)	電話(082)	所在地 (東広島市)
①ホテルイーグル	422-5590	西条大坪町2-13
②インターシティホテルユーカリ	421-3232	西条岡町1-16
③割烹ホテル一ぶく	424-3955	西条朝日町11-31
④東広島シティホテル	422-8686	西条岡町10-20
⑤ホテル K A M O	422-1101	西条町御藪宇6184
⑥ホテル サンライズ 21	431-3232	西条昭和町5-10
⑦グリーンホテルモーリス	493-7070	西条昭和町11-8
⑧ホテルグランカーサ	421-3111	西条本町17-13
⑨東横イン東広島西条駅前	422-1045	西条本町12-2
⑩西条 H A K U W A ホテル	431-1111	西条下見6-5-45



広島大学教育学部位置図



J R 西条駅前からバス「広島大学行」(1日57便), 新幹線東広島駅前からバス「広島大学行」(1日4便)に乗車, 「広大中央口」で下車(所要時間15分~20分)

別表1

平成23年度 社会教育主事講習日程

日程(曜日)		8:30-10:30	10:30-12:30	13:30-15:30	15:30-17:30	17:30-19:30
8/1(月)		開講式・事務連絡	社会教育の原理【久井】		グループ研究①	
8/2(火)		生涯学習時代の学習システム【小池】		生涯学習・社会教育の推進と行政【河野】		
8/3(水)		社会教育の歴史的な理解【久井】		グループ研究②		
8/4(木)		地方自治体の生涯学習政策【福永・村上】		生涯学習の方法と形態【吉田】		
8/5(金)		社会教育の事業計画論【小池】		わが国の生涯学習政策【某】		
8/8(月)		社会教育主事の職務【久井】	学習プログラムの立案【小池】(～16:30)			
8/9(火)		社会教育調査とデータの活用【山崎】		グループ研究③		
8/10(水)		生涯学習と評価【山川】		ライフサイクルと生涯学習【岡本】		
8/11(木)		社会教育とボランティア【久井】		グループ研究④		
8/12(金)	科目名【講師名】	(現地集合) (オリエンテーション・昼食)【東川】		野外活動の理論と実践Ⅰ【阿部・東川】		野外活動の理論と実践Ⅱ【阿部・東川】
8/13(土)		野外活動の理論と実践Ⅲ【阿部・東川】		(昼食)現地解散		
8/16(火)		生涯学習と宿泊制社会教育施設【東川】		成人期・高齢期の特徴と生涯学習【小池】		
8/17(水)		学習プログラムの診断【小池】(～14:30)				
8/18(木)		学校教育と社会教育【曾余田】		グループ研究⑤		
8/19(金)		メディアと生涯学習【志々田】		生涯学習と公民館(砂堀・宇根)		
8/22(月)		生涯学習と図書館【藤井・千原】		グループ研究⑥(～16:30)		
8/23(火)		心の健康と生涯学習【石田】		生涯学習と男女共同参画【吉村・板東】		
8/24(水)		青少年文化の変容【山田】		グループ研究⑦(～16:30)		
8/25(木)		家庭教育と子育て支援【七木田】		グループ研究⑧		
8/26(金)		社会教育の課題と対策(1)(2)(3)【久井】(～15:30)			閉講式・事務連絡	

別表2

講習を行う科目名, 単位数, 講義内容・テーマ, 教育方法, 配当時間数及び
担当講師予定者の職氏名

科目	単位	内容・テーマ	配分 時間	教育方法	講師の所属・職名	氏名
生涯学習概論	2	社会教育の原理	30	4 講義	広島大学大学院教育学研究科准教授	久井 英輔
		生涯学習時代の学習システム		4 講義	広島大学大学院教育学研究科教授	小池 源吾
		生涯学習・社会教育の推進と行政		4 講義	広島大学大学院教育学研究科教授	河野 和清
		社会教育の歴史的理解		4 講義	広島大学大学院教育学研究科准教授	久井 英輔
		地方自治体の生涯学習政策		4 講義	東広島市教育委員会生涯学習課 東広島市教育委員会青少年育成課	福永 崇志 村上 俊治
		生涯学習の方法と形態		4 講義	広島大学大学院教育学研究科講師	吉田 成章
		わが国の生涯学習政策		4 講義	文部科学省生涯学習政策局社会教育課	某
		社会教育主事の職務		2 講義	広島大学大学院教育学研究科准教授	久井 英輔
社会教育計画	2	社会教育の事業計画論	30	4 講義	広島大学大学院教育学研究科教授	小池 源吾
		学習プログラムの立案		5 講義	広島大学大学院教育学研究科教授	小池 源吾
		社会教育調査とデータの活用		4 講義	広島大学大学院教育学研究科教授	山崎 博敏
		生涯学習と評価		4 講義	広島修道大学人文学部教授	山川 肖美
		ライフサイクルと生涯学習		4 講義	広島大学大学院教育学研究科教授	岡本 祐子
		成人期・高齢期の特徴と生涯学習		4 講義	広島大学大学院教育学研究科教授	小池 源吾
		学習プログラムの診断		5 講義	広島大学大学院教育学研究科教授	小池 源吾
社会教育演習	2	社会教育とライフサイクル	30	演習 (グループ研究)	広島大学大学院教育学研究科准教授 広島県教育委員会生涯学習課社会教育主事	石田 弓 杉本 克之
		社会教育における交流		演習 (グループ研究)	広島大学大学院教育学研究科教授 広島県立生涯学習センター社会教育主事	山崎 博敏 戸田 美之
		社会教育と市民参画		演習 (グループ研究)	広島大学大学院教育学研究科准教授 広島県教育委員会生涯学習課社会教育主事	曾余田 浩史 神信 正彦
		社会教育の条件整備		演習 (グループ研究)	広島大学大学院教育学研究科准教授 広島市市民局生涯学習課主幹 広島市市民局生涯学習課主幹	久井 英輔 山崎 晋司 杉浦 透
		社会教育と地域再生		演習 (グループ研究)	広島大学大学院教育学研究科教授 東広島市教育委員会生涯学習課	小池 源吾 福永 崇志
		野外活動の理論と実践Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ		10 演習	国立江田島青少年交流の家企画指導専門職 広島大学大学院教育学研究科教授	阿部 貴志 東川 安雄
		社会教育特講		3	社会教育とボランティア	30
生涯学習と宿泊制社会教育施設	4 講義		広島大学大学院教育学研究科教授		東川 安雄	
学校教育と社会教育	4 講義		広島大学大学院教育学研究科准教授		曾余田 浩史	
メディアと生涯学習	4 講義		広島経済大学経済学部准教授		志々田 まなみ	
生涯学習と公民館	4 講義		広島県公民館連合会事務局長 広島市早稲田公民館館長		砂堀 正治 宇根 正一	
生涯学習と図書館	4 講義		広島市立中央図書館事業課長 広島市こども図書館主任		藤井 寿美枝 千原 真純	
心の健康と生涯学習	4 講義		広島大学大学院教育学研究科准教授		石田 弓	
生涯学習と男女共同参画	4 講義		財団法人広島県女性会議理事長 財団法人広島県女性会議 在宅ワーク支援センター所長		吉村 幸子 坂東 素子	
青少年文化の変容	4 講義		広島大学大学院教育学研究科教授		山田 浩之	
学校教育と子育て支援	4 講義		広島大学大学院教育学研究科教授		七木田 敦	
社会教育の課題と対策(1)(2)(3)	5 講義		広島大学大学院教育学研究科准教授		久井 英輔	

*社会教育演習の「野外活動の理論と実践Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」については、国立江田島青少年交流の家に於いて、8月12日～13日に1泊2日で実施する予定。

(様式1)

社会教育主事講習受講申込書

平成23年 月 日

広島大学長 殿

氏名 (印)

平成23年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	年齢	歳
現住所	〒 (-)				
勤務先		所在地	TEL () -		
	科 目	単位	受 講 希 望		
受講希望科目 受講希望欄に ○印をすること。	生涯学習概論	2			
	社会教育計画	2			
	社会教育演習	2			
	社会教育特講	3			
A 単位修得の認定を受けた科目及び単位			B 単位修得の認定を希望する科目及び単位		
受講資格	社会教育主事講習等規程第2条の第				号に該当
最終学歴					
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)				
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)				
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)				
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)				

(備考)

1. A「単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付すること。
2. B「単位修得の認定を希望する科目及び単位」の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位(様式4社会教育主事講習単位修得認定申請書第3欄に記載するもの)を記入すること。
3. 受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書等とする。

きりとり線

勤 務 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は本 記 に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期	間	職 名	職務内容
自 年 月			
至 年 月	(年 ヲ月)		
自 年 月			
至 年 月	(年 ヲ月)		
自 年 月			
至 年 月	(年 ヲ月)		

平成 年 月 日

所属長職氏名

印

きりとり線

- 注意
1. 職名の欄には発令されたとおりの職名を記入すること。
 2. 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
 3. この証明書は、規程第2条の第3, 第4, 第5号該当者のみ添付すること。

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

広島大学長 殿

氏名

印

1	ふりがな 氏名		生年月日	
2	住所	〒 (-)		
3	認定を希望する 科目及び単位数			
4	申請事由 及び適用条件			
5	備考			

(様式5)

単 位 修 得 証 明 書

学部・学科等

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

上記の者は、社会教育主事となるため修得すべき科目並びに単位を下記のとおり修得していることを証明します。

記

省 令 科 目		大 学 開 設 科 目	
科 目	単 位 数	学 部 該 当 科 目	単 位 数
生涯学習概論	4		
社会教育計画	4		
社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	12		
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)			
社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)			

平成 年 月 日

証明者

印

きりとり線